夕刊 臺灣日日新報 (第二版) (明治卅一年五月九日第三種郵便物認可) 昭和十七年七月十七日 (金曜日) 臺灣日日新報 第一万五千二百十七號 (一)

天皇皇后兩陛下 けふ日光へ行幸啓

【東京發同盟】天皇、皇后兩陛下には御靜養御目的を以て十七日午前日光田母澤御用邸に行啓あらせられたが、この日天皇陛下には御馬車にて午後二時二十分御着、午後御散策、日光田母澤御用邸に入らせられたが、皇后陛下には御自動車にて午後二時御着、午後御散策、日光田母澤御用邸に入らせられた。なほ侍從武官長、侍從長、侍從次長、侍從職幹事、宮內次官、內匠頭、內事課長、式部官、侍醫、侍醫長、侍醫寮醫長、侍從武官、侍從職出仕、侍從職御用掛、侍從職御用掛兼內事課長、侍從職御用掛兼內事課長、侍從職御用掛兼內事課長

體錬の日常生活化

一日から全島でラジオ體操の會擧行

健民運動八月の實施事項

各地方會でも協力實施事項決る

八月の實施事項は「體力錬成」「思想戰」に即応した「錬成」の日常生活化に徹底するを眼目とし左記要領に依り實施することゝなつた

一、體錬の日常生活化運動の實施

イ、ラヂオ體操の實施徹底

ロ、歩行運動（七里行軍）

ハ、競技

ニ、銃後の守りに足を踏へて歩く運動

ホ、正常歩の奨励

ヘ、全島ラヂオ體操の會

二、思想戰の實施

イ、ラヂオ體操の實施徹底

ロ、歩行運動（七里行軍）

ハ、競技

ニ、銃後の守りに足を踏へて歩く運動

ホ、正常歩の奨励

ヘ、全島ラヂオ體操の會

左記要項に依り關係に従ふ様努力されたい

これが實施を各關係官廳に通牒した

實施に當つては各地方會に於ては健民運動實施要綱に則り實施すること

一、體錬の日常生活化運動の實施

イ、ラヂオ體操の實施徹底

ロ、歩行運動（七里行軍）

ハ、競技

ニ、銃後の守りに足を踏へて歩く運動

ホ、正常歩の奨励

ヘ、全島ラヂオ體操の會

毎日の朝の時間　八月一日より二十日迄

毎日の晝の時間　八月一日より二十日迄

毎日の夕の時間　八月一日より二十日迄

毎日の晝の時間は各官廳會社工場學校等に於て實施すること

毎日の夕の時間は各地方會に於て實施すること

二、健民運動の實施

イ、ラヂオ體操の實施徹底

ロ、歩行運動（七里行軍）

ハ、競技

ニ、銃後の守りに足を踏へて歩く運動

ホ、正常歩の奨励

ヘ、全島ラヂオ體操の會

毎日の晝の時間は各官廳會社工場學校等に於て實施すること

毎日の夕の時間は各地方會に於て實施すること

三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四、實施日

八月一日より二十日迄

五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六、實施日

八月一日より二十日迄

七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八、實施日

八月一日より二十日迄

九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

十、實施日

八月一日より二十日迄

十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

十二、實施日

八月一日より二十日迄

十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

十四、實施日

八月一日より二十日迄

十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

十六、實施日

八月一日より二十日迄

十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

十八、實施日

八月一日より二十日迄

十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二十、實施日

八月一日より二十日迄

二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二十二、實施日

八月一日より二十日迄

二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二十四、實施日

八月一日より二十日迄

二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二十六、實施日

八月一日より二十日迄

二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二十八、實施日

八月一日より二十日迄

二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三十、實施日

八月一日より二十日迄

三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三十二、實施日

八月一日より二十日迄

三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三十四、實施日

八月一日より二十日迄

三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三十六、實施日

八月一日より二十日迄

三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三十八、實施日

八月一日より二十日迄

三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四十、實施日

八月一日より二十日迄

四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四十二、實施日

八月一日より二十日迄

四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四十四、實施日

八月一日より二十日迄

四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四十六、實施日

八月一日より二十日迄

四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四十八、實施日

八月一日より二十日迄

四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五十、實施日

八月一日より二十日迄

五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五十二、實施日

八月一日より二十日迄

五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五十四、實施日

八月一日より二十日迄

五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五十六、實施日

八月一日より二十日迄

五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五十八、實施日

八月一日より二十日迄

五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六十、實施日

八月一日より二十日迄

六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六十二、實施日

八月一日より二十日迄

六十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六十四、實施日

八月一日より二十日迄

六十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六十六、實施日

八月一日より二十日迄

六十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

六十八、實施日

八月一日より二十日迄

六十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

七十、實施日

八月一日より二十日迄

七十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

七十二、實施日

八月一日より二十日迄

七十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

七十四、實施日

八月一日より二十日迄

七十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

七十六、實施日

八月一日より二十日迄

七十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

七十八、實施日

八月一日より二十日迄

七十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八十、實施日

八月一日より二十日迄

八十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八十二、實施日

八月一日より二十日迄

八十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八十四、實施日

八月一日より二十日迄

八十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八十六、實施日

八月一日より二十日迄

八十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

八十八、實施日

八月一日より二十日迄

八十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

九十、實施日

八月一日より二十日迄

九十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

九十二、實施日

八月一日より二十日迄

九十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

九十四、實施日

八月一日より二十日迄

九十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

九十六、實施日

八月一日より二十日迄

九十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

九十八、實施日

八月一日より二十日迄

九十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百、實施日

八月一日より二十日迄

百一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二、實施日

八月一日より二十日迄

百三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四、實施日

八月一日より二十日迄

百五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六、實施日

八月一日より二十日迄

百七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八、實施日

八月一日より二十日迄

百九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百十、實施日

八月一日より二十日迄

百十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百十二、實施日

八月一日より二十日迄

百十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百十四、實施日

八月一日より二十日迄

百十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百十六、實施日

八月一日より二十日迄

百十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百十八、實施日

八月一日より二十日迄

百十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二十、實施日

八月一日より二十日迄

百二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二十二、實施日

八月一日より二十日迄

百二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二十四、實施日

八月一日より二十日迄

百二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二十六、實施日

八月一日より二十日迄

百二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百二十八、實施日

八月一日より二十日迄

百二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百三十、實施日

八月一日より二十日迄

百三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百三十二、實施日

八月一日より二十日迄

百三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百三十四、實施日

八月一日より二十日迄

百三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百三十六、實施日

八月一日より二十日迄

百三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百三十八、實施日

八月一日より二十日迄

百三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四十、實施日

八月一日より二十日迄

百四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四十二、實施日

八月一日より二十日迄

百四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四十四、實施日

八月一日より二十日迄

百四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四十六、實施日

八月一日より二十日迄

百四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百四十八、實施日

八月一日より二十日迄

百四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百五十、實施日

八月一日より二十日迄

百五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百五十二、實施日

八月一日より二十日迄

百五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百五十四、實施日

八月一日より二十日迄

百五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百五十六、實施日

八月一日より二十日迄

百五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百五十八、實施日

八月一日より二十日迄

百五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六十、實施日

八月一日より二十日迄

百六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六十二、實施日

八月一日より二十日迄

百六十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六十四、實施日

八月一日より二十日迄

百六十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六十六、實施日

八月一日より二十日迄

百六十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百六十八、實施日

八月一日より二十日迄

百六十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百七十、實施日

八月一日より二十日迄

百七十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百七十二、實施日

八月一日より二十日迄

百七十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百七十四、實施日

八月一日より二十日迄

百七十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百七十六、實施日

八月一日より二十日迄

百七十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百七十八、實施日

八月一日より二十日迄

百七十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八十、實施日

八月一日より二十日迄

百八十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八十二、實施日

八月一日より二十日迄

百八十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八十四、實施日

八月一日より二十日迄

百八十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八十六、實施日

八月一日より二十日迄

百八十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百八十八、實施日

八月一日より二十日迄

百八十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百九十、實施日

八月一日より二十日迄

百九十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百九十二、實施日

八月一日より二十日迄

百九十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百九十四、實施日

八月一日より二十日迄

百九十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百九十六、實施日

八月一日より二十日迄

百九十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

百九十八、實施日

八月一日より二十日迄

百九十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百、實施日

八月一日より二十日迄

二百一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二、實施日

八月一日より二十日迄

二百三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四、實施日

八月一日より二十日迄

二百五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六、實施日

八月一日より二十日迄

二百七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八、實施日

八月一日より二十日迄

二百九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百十、實施日

八月一日より二十日迄

二百十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二十、實施日

八月一日より二十日迄

二百二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百二十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百三十、實施日

八月一日より二十日迄

二百三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百三十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百三十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百三十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百三十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四十、實施日

八月一日より二十日迄

二百四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百四十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百五十、實施日

八月一日より二十日迄

二百五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百五十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百五十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百五十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百五十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六十、實施日

八月一日より二十日迄

二百六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百六十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百六十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百六十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百六十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百六十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百七十、實施日

八月一日より二十日迄

二百七十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百七十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百七十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百七十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百七十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百七十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百七十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百七十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百七十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八十、實施日

八月一日より二十日迄

二百八十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百八十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百八十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百八十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百八十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百八十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百九十、實施日

八月一日より二十日迄

二百九十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百九十二、實施日

八月一日より二十日迄

二百九十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百九十四、實施日

八月一日より二十日迄

二百九十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百九十六、實施日

八月一日より二十日迄

二百九十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

二百九十八、實施日

八月一日より二十日迄

二百九十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百、實施日

八月一日より二十日迄

三百一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二、實施日

八月一日より二十日迄

三百三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四、實施日

八月一日より二十日迄

三百五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六、實施日

八月一日より二十日迄

三百七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八、實施日

八月一日より二十日迄

三百九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百十、實施日

八月一日より二十日迄

三百十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二十、實施日

八月一日より二十日迄

三百二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百二十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百三十、實施日

八月一日より二十日迄

三百三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百三十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百三十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百三十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百三十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四十、實施日

八月一日より二十日迄

三百四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百四十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百五十、實施日

八月一日より二十日迄

三百五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百五十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百五十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百五十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百五十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六十、實施日

八月一日より二十日迄

三百六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百六十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百六十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百六十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百六十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百六十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百七十、實施日

八月一日より二十日迄

三百七十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百七十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百七十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百七十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百七十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百七十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百七十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百七十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百七十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八十、實施日

八月一日より二十日迄

三百八十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百八十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百八十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百八十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百八十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百八十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百九十、實施日

八月一日より二十日迄

三百九十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百九十二、實施日

八月一日より二十日迄

三百九十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百九十四、實施日

八月一日より二十日迄

三百九十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百九十六、實施日

八月一日より二十日迄

三百九十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

三百九十八、實施日

八月一日より二十日迄

三百九十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百、實施日

八月一日より二十日迄

四百一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二、實施日

八月一日より二十日迄

四百三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四、實施日

八月一日より二十日迄

四百五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六、實施日

八月一日より二十日迄

四百七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八、實施日

八月一日より二十日迄

四百九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百十、實施日

八月一日より二十日迄

四百十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二十、實施日

八月一日より二十日迄

四百二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百二十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百三十、實施日

八月一日より二十日迄

四百三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百三十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百三十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百三十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百三十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四十、實施日

八月一日より二十日迄

四百四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百四十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百五十、實施日

八月一日より二十日迄

四百五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百五十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百五十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百五十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百五十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六十、實施日

八月一日より二十日迄

四百六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百六十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百六十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百六十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百六十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百六十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百七十、實施日

八月一日より二十日迄

四百七十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百七十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百七十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百七十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百七十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百七十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百七十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百七十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百七十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八十、實施日

八月一日より二十日迄

四百八十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百八十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百八十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百八十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百八十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百八十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百九十、實施日

八月一日より二十日迄

四百九十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百九十二、實施日

八月一日より二十日迄

四百九十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百九十四、實施日

八月一日より二十日迄

四百九十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百九十六、實施日

八月一日より二十日迄

四百九十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

四百九十八、實施日

八月一日より二十日迄

四百九十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百、實施日

八月一日より二十日迄

五百一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二、實施日

八月一日より二十日迄

五百三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四、實施日

八月一日より二十日迄

五百五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百六、實施日

八月一日より二十日迄

五百七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百八、實施日

八月一日より二十日迄

五百九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百十、實施日

八月一日より二十日迄

五百十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百十二、實施日

八月一日より二十日迄

五百十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百十四、實施日

八月一日より二十日迄

五百十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百十六、實施日

八月一日より二十日迄

五百十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百十八、實施日

八月一日より二十日迄

五百十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二十、實施日

八月一日より二十日迄

五百二十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二十二、實施日

八月一日より二十日迄

五百二十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二十四、實施日

八月一日より二十日迄

五百二十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二十六、實施日

八月一日より二十日迄

五百二十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百二十八、實施日

八月一日より二十日迄

五百二十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百三十、實施日

八月一日より二十日迄

五百三十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百三十二、實施日

八月一日より二十日迄

五百三十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百三十四、實施日

八月一日より二十日迄

五百三十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百三十六、實施日

八月一日より二十日迄

五百三十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百三十八、實施日

八月一日より二十日迄

五百三十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四十、實施日

八月一日より二十日迄

五百四十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四十二、實施日

八月一日より二十日迄

五百四十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四十四、實施日

八月一日より二十日迄

五百四十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四十六、實施日

八月一日より二十日迄

五百四十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百四十八、實施日

八月一日より二十日迄

五百四十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百五十、實施日

八月一日より二十日迄

五百五十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百五十二、實施日

八月一日より二十日迄

五百五十三、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百五十四、實施日

八月一日より二十日迄

五百五十五、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百五十六、實施日

八月一日より二十日迄

五百五十七、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百五十八、實施日

八月一日より二十日迄

五百五十九、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領に依り實施すること

五百六十、實施日

八月一日より二十日迄

五百六十一、實施要綱

各地方會に於ては十七日左記要領

臺灣日日新報 第一万五千二百十七號 昭和十七年七月十日（金曜日） （可認物便第三種日第九月五年一昭治明）（一）

日滿精銳の各部隊
京北に鐵環壓縮
敵は各機關放棄退却中
○○部隊長も第一線へ

【北京特電十日發同盟】北京北方に於ける○○○

社說

統制團體の運營能率化
組織と創意を生かせ

戰爭とともに强く大東亞建設に邁進して、わが經濟機構が如何なる新體制に編成されようとも、その根本の要請が經濟能率の昂揚にあることは論を俟たない。

大東亞電力懇談會
電力事業〝綜合計畫〟實施
今明日も引續總會開催

英に炭坑罷業續發
産業不振敗戰へ拍車す

征戰の完遂に重點
總督府明年度豫算膨脹せん

島民一層防諜に徹底
秘密戰擊碎に結束
石田憲兵隊司令官放送

參事、正副部長選任
きのふ臺北商議所總會

皇國農村の確立運動
三基本目標を確立推進

織維製品配給機關
統制會社設立發起人決定

市場へ二十二萬頭
新竹州の肉豚增殖計畫

南洋華僑〝の性格
服部貞雄

海の記念日〝近づく
巨洋進撃の氣至動

中學生の〝六感的中
スパイ容疑の女性を捕ふ

静脈注射
ホシノルージン
注射液
!! 矢疊の液射注脈靜 !!
ホシノミアンオフルス

海の記念日〝近づく〟

七洋雄飛の氣宇昂揚

全島で豪華な催し物

大東亜戦争の勃発以来、我が国民は挙国一致、聖戦の完遂を目指して、陸に海に空に、あらゆる戦場に、あらゆる職域に、勇躍奮闘を続けてゐるのであるが、この間、我が海洋民族としての伝統的精神は、ますます昂揚されつゝあり、海国日本の興隆は、まさに、この一点にかゝつてゐるといつても過言ではない。

今年も、七月二十日の海の記念日を迎へるに当り、海洋思想の普及徹底を図るため、左記の如く、全島各地で、盛大な行事が行はれることになつた。

△講演と映画の夕　講師並に題目は、決定次第、発表するが、二十日午後六時から、東北出張所会議室において開催、引続き二十三日以降巡回講演、開催地並に日取は、追つて発表する。

△展覧会　海洋思想の普及徹底を図るため、海洋思想に関する絵画、写真、模型、ポスター、標語、その他資料の展覧会を開催する。

△放送　放送時間は、午後二十一時から二十一時三十分まで、放送内容は、二十日午後八時から、東京放送局第二放送により、海洋思想に関する講演、講話、講談、音楽、その他を放送する。

△講演会　講師は、海洋思想に関する適当な人物を選定して、講演会を開催する。

△座談会　海洋思想の普及に関する一般座談会及び懇談会、講習会等を開催する。

△標語募集　海洋思想に関する標語を募集する。

△学校動員　児童生徒による海洋思想に関する絵画、習字、作文等の展覧会を開催する。

△造船所行事　各造船所において工作物を公開するが、特に海洋思想の普及徹底に関する講演会を開催する。

△船内行事　各船舶において、船内を一般に公開するが、特に海洋思想の普及徹底に関する講演会を開催する。

△慰安娯楽会　各船舶において、船員慰安のため、映画会、演芸会、運動会等を開催する。

△慰安娯楽会　各船舶において、船員慰安のため、映画会、演芸会、運動会等を開催する。

△慰霊祭　本島内、殉職船員の慰霊祭を行ふ。

△船員表彰　当日、内地及び海外各地において、船員の表彰を行ふ。

△船員慰問　殉職船員の遺族を慰問し、その他、船員の慰安を行ふ。

△講演会　当日、内地及び海外各地において、船員の表彰を行ふ。

△座談会　海洋思想の普及徹底に関する座談会を開催する。

△標語募集　海洋思想に関する標語を募集する。

△学校動員　児童生徒による海洋思想に関する絵画、習字、作文等の展覧会を開催する。

△造船所行事　各造船所において工作物を公開するが、特に海洋思想の普及徹底に関する講演会を開催する。

△船内行事　各船舶において、船内を一般に公開するが、特に海洋思想の普及徹底に関する講演会

戰果が推進した現地建設

比島再建目ざまし

行政整備、金融の安定へ

【東京發同盟】比島攻略戰の戰果は比島と南西太平洋の戰略態勢を變革……一月二日マニラに敵旗の一掃を見るまでに至つた比島攻略戰は半年餘にわたつて米國の敗殘を掃蕩によつて終結されたが、これに對應して日本の指導下に新興の比島建設が急速に進められつゝあるが、日本の比島攻略戰は單に軍事的に敵を撃滅するのみならず、日本の指導下に新興の比島建設を目標とするものであつて、この點從來の植民地獨立の概念とは全く異つたものがある